

浄化槽維持管理費補助金の申請手続きの変更について

浄化槽維持管理費補助金制度について、申請手続きの見直しを行いましたので報告いたします。

【変更の目的】

浄化槽の清掃・保守点検・法定検査の全ての実施を補助要件とする浄化槽維持管理費補助金制度について、より利用しやすい制度を目指します。

【主な概要】

1 添付書類の変更

補助金交付の審査にあたり、実施状況や経費を確認するための資料の添付を以下のとおり軽減します。

- (1) 清掃・法定検査については、事業者から市への報告をもって、実施および経費の確認をするものとします。
- (2) 保守点検については、適正な実施回数であるか確認するために契約書の提出を求めていましたが、点検記録票により確認するものとし、原則提出不要とします。

	変更前	変更後
◎清掃		
領収書等	○	×
◎保守点検		
委託契約書	○	原則不要 ^(※)
点検記録票	○	○
領収書等	○	○
◎法定検査		
検査結果書	○	×
領収書等	○	×

凡例

○：必要

×：不要

(※) 原則不要：

年度途中から保守点検の
契約を開始した場合のみ
必要

2 申請書の変更

記載事項を簡略化し、清掃・法定検査実施年月日は実施月の記入とし、保守点検実施年月日は記入不要とします。

	変更前	変更後
清掃実施年月日	実施年月日を記入	実施月を記入
保守点検実施年月日	4回の実施年月日を記入	記入不要
法定検査実施年月日	実施年月日を記入	実施月を記入

3 申請時期の変更

申請書類の申請期限を2月末から3月末に変更します。

	変更前	変更後
申請時期	完了の翌日から1か月以内 または2月末日	完了後3月末日まで

【スケジュール】

- 2018年4月1日 浄化槽維持管理費補助金制度の交付手続きの変更を適用
- 2018年5月下旬 補助金対象者へ申請書及び手続案内を送付
- 2019年3月31日 補助金交付申請書提出期限（当日消印有効）
- 2019年5月完了 交付申請書受付審査後対象者の口座へ補助金を振込

18町下整第158号
2018年5月28日

浄化槽管理者（使用者）様

町田市長 石阪 丈一
(公印省略)

「浄化槽維持管理費補助金交付申請書」及び「ご案内」等の送付について

日頃から、町田市の水環境行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

2018年度用の浄化槽維持管理費補助金の書類をお送りします。今年度中の清掃・保守点検・法定検査の実施が完了してから、申請を行ってください。2017年度と比べて、必要書類の軽減を図り、提出期限を延ばしました。詳細は同封のご案内をご覧ください。

このご案内は、原則として町田市に登録されている浄化槽管理者（使用者）にお送りしています。申請しようとする浄化槽管理者（使用者）が、封筒の宛名の方と異なる場合は、管理者変更の手続きが必要な可能性がありますのでご連絡ください。

その他ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

- 設置場所： 補助金交付申請書に記載のとおり
- 同封している書類
 - ① 補助金等交付申請書（第1号様式）
 - ② 浄化槽維持管理費補助金制度のご案内（2018年度版）
 - ③ 債権者（振込口座）登録依頼書（昨年度申請していない方のみ）※浄化槽の種類等によっては、この他の書類も同封している場合があります。

【ご注意】

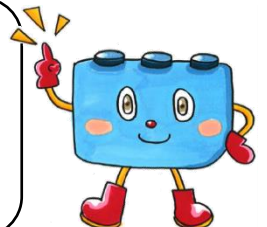
- ・ 今回の申請の対象は、2018年4月から2019年3月の間に清掃・保守点検・法定検査を実施した分ですので、多くの方の場合、申請時期は2019年1～3月頃になります。補助申請の締切は2019年3月31日です。
- ・ 2018年3月以前の書類では受付できません。
- ・ 2016年度まで実施していた清掃補助制度は廃止となっています。2017年4月以降、清掃補助委任状（ハガキ）の送付はありません。
- ・ 清掃・保守点検・法定検査の費用は、いったん全額をご負担ください。その後、補助金の申請をいただくことにより、後日ご指定の口座に補助金を振り込みます。
- ・ 法定検査は12月～3月に集中します。初めての方は、早めの受検（夏～秋頃）をお勧めします。清掃をする前、もしくは清掃後1ヶ月以上空けてから受検してください。

郵送で申請の場合、切り取って宛先として
ご利用ください。 ↓

194-8520
町田市森野2-2-22
町田市役所 下水道部
下水道整備課 浄化槽係 宛

【担当】

町田市役所下水道部下水道整備課浄化槽係
電話 042-724-4306
FAX 050-3161-6537



申請期間・提出書類が変わりました！！
(詳細は2ページ)

浄化槽維持管理費補助金制度の ご案内 (2018年度版)

2018年度補助申請の
締切は**2019年3月31日**です！

町田市では、浄化槽の適切な維持管理を促進し、生活衛生環境の保全と公共用水域の水質改善を図るため、浄化槽の維持管理に係る費用の一部を補助します。

(1) 補助金交付までの流れ

① 三大義務 (清掃・保守点検・法定検査) 全てを必要回数実施

清掃
(年1回以上)



保守点検
(契約回数)



法定検査
(年1回)



② 提出書類をそろえる・・・ (P.2

(3) 提出書類 を参照)

(P.6 「補助金申請書記入例」を参照)

③ 申請期間内に
郵送もしくは窓口に持参・・・ (P.2

(2) 申請期間

(4) 申請方法及びお問い合わせ先

を参照)

「決定通知書」が届いた後、補助金が交付されます

(指定の口座に振り込まれます)

全員必ずお読みください

制度の申請期間・提出書類が変わりました！！

(2) 申請期間

清掃・保守点検・法定検査を**必要回数全て実施後**～

2019年3月31日 (当日消印有効)

※ 申請期間内に提出書類を全て揃えられない場合は、下水道整備課浄化槽係へご相談ください。

(3) 提出書類

A ……初めて補助金を申請

B ……補助金申請が2回目

	A	B	提出書類(●必須 △該当の場合のみ*1 ×不要)	種類
①	●		2018年度町田市補助金等交付申請書	原本
②	●		保守点検記録票(実施回数分)	コピー
③	●		保守点検の費用が確認できる領収書等 (2018年4月～2019年3月の間に支払ったもの)	コピー
④	●	×*2	債権者(振込口座)登録依頼書	原本
⑤	△*1	×	保守点検契約書	コピー

※1 初めて保守点検を実施し、開始が年度の途中の場合に該当

※2 振込口座を変更したい場合は下水道整備課浄化槽係までご連絡ください(詳細P.13 Q18)

- ✓ 清掃・法定検査の実施状況、経費、支払者等については市役所から事業者を確認します。
- ✓ 浄化槽の使用状況によっては、この他に書類の提出をお願いすることがあります。

(4) 申請方法及びお問い合わせ先

下水道整備課の窓口(市庁舎8階801窓口)に直接お持ちいただくか、郵送にて提出してください。

【お問い合わせ・送付先】

〒194-8520 町田市森野2-2-22

町田市役所 下水道部 下水道整備課 浄化槽係

電話 042-724-4306

FAX 050-3161-6537



下水道部キャラクター
「じょうかそうくん」

(5) 補助が受けられる区域

公共下水道未供用地域（但し、下水道供用開始された年度の翌年度までは対象）

(6) 補助が受けられる浄化槽

- ・ 一般住宅に設置されている届出浄化槽
- ・ 店舗と居住が併用されている住宅に設置されている届出浄化槽
- ・ 事業所に設置されていて、浄化槽の容量が5.5m³までの届出浄化槽
- ・ 一般住宅に設置されている未届浄化槽
- ・ 店舗と居住が併用されている住宅で、居住部分が床面積の2分の1以上である住宅に設置されている未届浄化槽

※1 届出浄化槽：建築確認または設置届出のある浄化槽

※2 未届浄化槽：届出浄化槽以外の浄化槽

(7) 補助を受けられる要件

2018年4月1日～2019年3月31日の期間で
清掃・保守点検・法定検査の全てを必要回数実
施していること

清掃	1回以上
保守点検	契約回数
法定検査	1回

(8) 補助金額

補助対象経費（清掃費用と保守点検費用と法定検査手数料を合計した金額）に**2分の1**を乗じた額以内で、下表の金額が上限になります。（100円未満は切捨て）

浄化槽の種類		上限額
届出浄化槽	合併処理浄化槽	20,000円
	単独処理浄化槽（フハイ・バッキ）	15,000円
未届浄化槽	合併処理浄化槽・単独処理浄化槽どちらとも	10,000円

(9) 補助金の交付

提出書類が不備なく提出され審査が終了すると、町田市から「町田市補助金交付決定通知書」を送付します。その後、ご指定の口座に補助金額を振り込みます。

（※お振り込みまでには1ヶ月程度かかります。）

我が家の浄化槽維持管理スケジュール

実施予定月に「○」を記入！！

維持管理スケジュール		2018年										2019年			終わったら チェック ☑	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
①	清掃 (年1回以上)															<input type="checkbox"/>
②	保守点検 (契約回数)															<input type="checkbox"/>
③	法定検査 (年1回)															<input type="checkbox"/>

☞ご注意ください

- ③法定検査は①清掃の前に受検するか、
①清掃実施後1ヶ月以上空けて受検してください。
→P.10 Q5
- ③法定検査は、12月以降は検査の予約が大変混み合います。
混み具合によっては年度内に検査ができないこともありますので、
お早めに依頼してください。
→P.10 Q4

今年度(2018年4月1日～2019年3月31日)の分の維持管理が必要回数
終わり、チェック欄にチェック☑がついたら、補助金の申請ができます！
申請期間は2019年3月31日までです。



補助金交付申請前のチェックフロー

～2018年4月1日～2019年3月31日実施分～

2018年4月1日～2019年3月末日に、清掃、保守点検、法定検査を必要回数全て完了しましたか？

はい

いいえ

申請できません。
(年度内に浄化槽を廃止する方は
お問い合わせください。)

2017年度に町田市浄化槽維持管理費補助金の申請をしましたか？

はい

いいえ

以下の書類を提出してください。
締切：**2019年3月31日**（当日消印有効）

- 町田市補助金等交付申請書【**原本!**】
- 保守点検記録票（実施回数分）のコピー
- 保守点検の費用が確認できる領収書等のコピー
- 債権者（振込口座）登録依頼書【**原本!**】

年度途中から保守点検の契約を開始した場合のみ、
「保守点検契約書」のコピーが追加が必要です。
詳細は町田市役所下水道整備課（042-724-4306）へお問い合わせください。

以下の書類を提出してください。
締切：**2019年3月31日**（当日消印有効）

- 町田市補助金等交付申請書【**原本!**】
- 保守点検記録票（実施回数分）のコピー
- 保守点検の費用が確認できる領収書等のコピー

補助金の振込口座を変更する場合のみ、「債権者情報（振込口座）変更登録依頼書」が追加が必要です。
詳細は町田市役所下水道整備課（042-724-4306）へお問い合わせください。

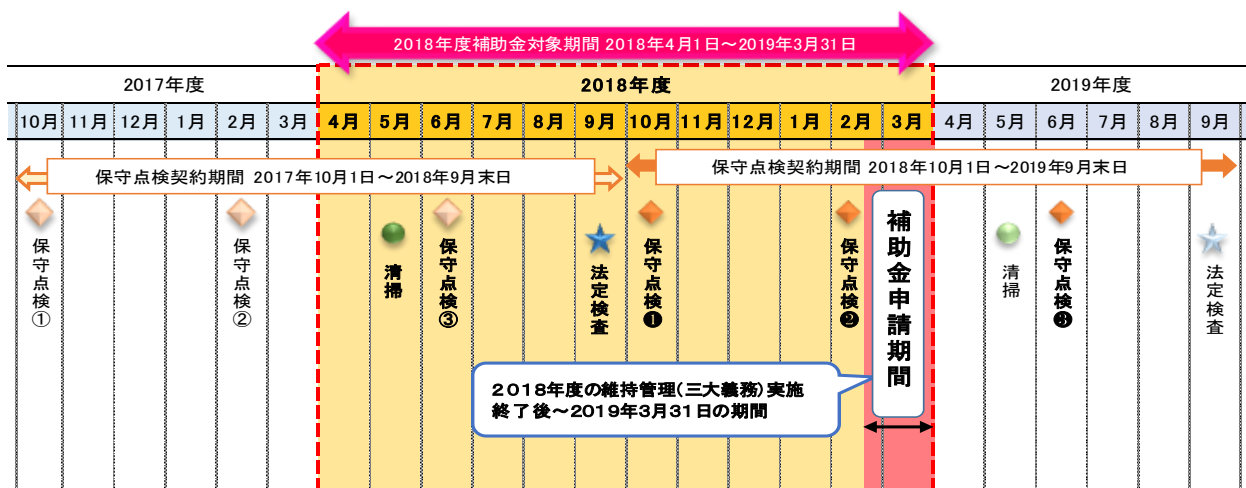
【実施例】

注意!

浄化槽の処理方式や対象人員、業者によって保守点検回数や金額は異なります。
浄化槽の維持管理要領書や保守点検契約書等をご確認ください。

【届出浄化槽（合併処理浄化槽）・5人槽】の場合

- ◆ 保守点検年3回（10月・2月・6月）
保守点検契約期間：10月～翌年9月・契約金額19,440円
- 清掃（5月）・清掃費用18,680円
- ★ 法定検査（9月）・検査手数料5,500円



補助対象事業

- 2018年4月1日～2019年3月31日の期間に実施した保守点検・清掃・法定検査

補助金額

- 補助対象事業経費の1/2もしくは補助限度額（合併処理浄化槽：20,000円）のどちらか少ない額

保守点検19,440円+清掃18,680円+法定検査5,500円 = 43,620円
 $43,620円 \times 1/2 = 21,810円 \approx 21,800円$ （100円未満切り捨て） > 20,000円

申請書類

この場合の補助金額

- 町田市補助金等交付申請書（第1号様式）原本
- 保守点検③①②の記録票のコピー
- 保守点検領収書のコピー（2018年4月1日～2019年3月31日の期間で支払ったもの）

提出期間

- 2019年2月保守点検完了後～3月31日（当日消印有効）

申請書の太枠内をご記入ください!

補助金申請書 記入例

訂正した場合は、二重線を引き、訂正印を押してください。
(シャチハタ不可)
修正液は使用しないでください。

①提出日を記入してください。
提出締切：2019年3月31日

②浄化槽管理者（使用者）の住所・氏名（代表者氏名）・連絡先を記入してください。連絡先は、日中連絡が付きやすい番号を記入してください。

① 年 月 日

② 申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

住所 **町田市森野2-2-22**

氏名 **浄化 槽太郎**

電話番号 (日中連絡のつきやすい連絡先) **042 - 724 - ××××**

2018 年度町田市補助金等交付申請書（浄化槽維持管理費補助金）

③法定検査・保守点検・清掃それぞれにかかった費用を記入してください。(2018年度に支払った領収書をお手元にご用意ください。)

ご記入いただきたく、補助金等の予算の執行に関する規則第5条を添えて申請します。

記

維持管理費補助金交付要綱に規

④③で記入した額の合計を計算し記入してください。

森野2-2-22

⑤法定検査の実施月を記入してください。

2 補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法	③	<法定検査> 5,500 円	<保守点検> 19,440 円	<清掃> 18,680 円	④ <合計(③+④+⑤)> 43,620 円
業者名		(公財)東京都環境公社	別紙保守点検記録のとおり	関東総業 町田清掃社	
実施月	⑤	2018 年 9 月	⑥	2018 年 5 月	⑥清掃業者を○で囲み、実施月を記入してください。

※ 2018(平成30) 年4月～ 2019(平成31) 年3月の間

⑦申請書の矢印に従って申請額を算出してください。

4 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

<算出基礎> ⑤の額 () 円 ÷ 2 = () 円

次の式を計算

と記入

※100円未満を切り捨てた額を記入

浄化槽の種類	届出浄化槽(合併処理浄化槽)	申請額	20,000 円	申請額	20,000 円
--------	----------------	-----	-----------------	-----	-----------------

5 添付書類

- ・保守点検の実施月... 確認できる書類(点検記録票等の写し)
 - ・保守点検... 確認できる書類(領収書等の写し)
- ⑧

⑧申請額が左欄の上限額と同額もしくは上限額以内であることを確認してください。(記入例は合併処理浄化槽の場合です。)

6

記録依頼書(初回の申請及び... と認める書類)

補助事業の審査に関し、

申請が2回目以降で、変更がない方は提出不要です！

訂正した場合は、二重線を引き、訂正印を押してください（シャチハタ不可）
修正液は使用しないでください。

債権者登録依頼書記入例

提出日を記入してください。
提出締切：2019年3月31日

債権者（振込口座）登録依頼書

町田市長

様

年 月 日

* 相手方番号
(債権者コード)

住所	〒 194 - 8520	
	町田市森野2-2-22	
法人名フリガナ		
法人名	印	
氏名フリガナ	ジョウカ ソウタロウ	
氏名 (代表者氏名)	浄化 槽太郎	印
電話番号	042-724-XXXX	生年月日 (明治・大正 昭和・平成)
FAX		45 年 9 月 10 日

町田市から受ける支払金については、今後は下記の口座へお振り込みください。
依頼書に記入した事項に関しては、町田市の財務会計システム（OA機器）に登録承諾いたします。

町田市補助金等
交付申請書の申請者氏名と同じか確認してください。

関係名	町田〇×	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店
	普通	当座・貯蓄・()	口座番号 3601001
先フリガナ	ジョウカ ソウタロウ		
口座名義	浄化 槽太郎		

ゆうちょ銀行の場合は、本店・支店の欄に記号、又は振込用の店名（店番）を記入してください。
(P.13 Q19参照)

(注意)

- 個人商店の方は、屋号を法人名欄に、事業主名を記入してください。
- 個人の方は、法人名欄は記入しないでください。
- 法人の方は、社印と代表者印を、個人の方は請求者印を記入してください。
- 法人の場合で、代理人(支店、営業所等の長)の場合は、支店(営業所)名、役職名、氏名を記入し、使用印を捺印してください。
- 生年月日欄は、個人の場合に記入してください。
- 口座番号は右詰めで記入してください。
- *印欄は記入しないでください。

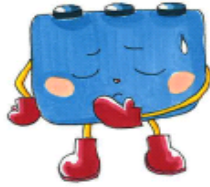
* 担当部課名 (電話番号)

()

* 担当課		
係	係長	課長

* 会計課		
係	審査係長	課長

受付印



よくある質問 Q & A

目 次

【制度全般について】		P.9
Q1	浄化槽の維持管理はなぜ必要なのですか？	
Q2	浄化槽の清掃とは何ですか。どこに申し込めばよいのですか？	
Q3	保守点検とは何ですか。どこに頼めばよいのですか？	
Q4	法定検査とは何ですか。どこに頼めばよいのですか？	
Q5	法定検査は浄化槽を清掃してから受検した方がよいのですか？	
【申請について】		P.10
Q6	補助金の申請はいつできますか？直接窓口に行かなければならないのですか？	
Q7	4回目の保守点検が3月になるのですが、申請はそれが終了してからになりますか？	
Q8	保守点検が、9月から翌年8月までの年4回（9月・12月・3月・6月）の契約（自動更新）で、契約金は一括で1回目の保守点検時に支払っています。領収書や保守点検記録票等はいつの分を提出すればよいのですか？	
Q9	借家に住んでいますが、補助金の申請はできますか？	
Q10	年度の途中で公共下水道に接続しました。保守点検を2回と清掃を1回実施しましたが、補助金は申請できますか？	
【支払いについて】		P.12
Q11	2016年度まで清掃費用については、市から送られてきたハガキ（清掃補助券）で、補助金額を差引いた額を業者に支払っていましたが、今後はどのように支払えばよいのですか？	
Q12	法定検査はどのように支払えばよいのですか？	
【領収書について】		P.12
Q13	領収書をなくしてしまいました。どうすればよいですか？	
Q14	口座振替になっていて領収書がありません。どうすればよいですか？	
Q15	業者に振込をしているため領収書がありません。どうすればよいですか？	
【補助金の振込について】		P.13
Q16	補助金の申請者と口座名義人が異なる場合でも、申請はできますか？	
Q17	浄化槽管理者が共有名義になっています。債権者（振込口座）登録依頼書にそれぞれ記入すれば、別々の口座に振り込むことはできますか？	
Q18	振込口座を変更したいのですが？	
Q19	ゆうちょ銀行ですが、口座番号が8桁あります。債権者（振込口座）登録依頼書は7桁までしか記入できません。どうすればよいですか？	

【制度全般について】

Q1. 浄化槽の維持管理はなぜ必要なのですか？

- A 1.** 浄化槽はトイレの汚水や台所・風呂・洗濯などの排水（生活雑排水）を、微生物の働きを利用してきれいにする装置です。浄化槽の機能を発揮させるためには、微生物が活動しやすい環境を保つように、日頃からの維持管理が大切です。浄化槽の維持管理を怠ると、機能が低下し、悪臭の発生や水質の悪化をまねき、生活環境を悪くする原因にもなってしまいます。
- このため、浄化槽の管理者（使用者、設置者）には、定期的に保守点検、清掃を行い、法定検査を受検することが法律（浄化槽法）で義務付けられています。

Q2. 浄化槽の清掃とは何ですか？どこに申し込めばよいのですか？

- A 2.** 浄化槽は、し尿や台所・風呂・洗濯などの排水（生活雑排水）などの汚水を微生物の力で浄化する装置です。浄化槽を適正に使用していても、汚泥（おでい）がたまると、浄化槽の機能が衰えるばかりでなく、排水を通じて汚泥などが流出し、悪臭や、周辺環境を汚染することにもなりかねません。そこで、汚泥を引き抜く作業、清掃が必要になります。
- 清掃は、年1回以上行うことが浄化槽法で義務付けられています。浄化槽の清掃は、町田市許可業者しかできません。下記の町田市許可業者へ直接お申し込みください。

□町田市許可業者	(株)関東総業	042-774-6780
	(株)町田清掃社	042-725-6413

Q3. 保守点検とは何ですか？どこに頼めばよいのですか？

- A 3.** 浄化槽は微生物の力によって汚水を処理する装置ですから、微生物が活発に活動できる環境を作っていく必要があります。使用状況や使用人数、浄化槽の種類によっても異なりますので、それぞれの状況にあった維持管理が必要になります。
- 保守点検は、浄化槽の稼働状況や状態の点検、調整、補修、消毒剤の補充などを行います。また、汚泥の状況を見て清掃時期の判断を行います。
- 保守点検は、市で登録のある業者（別紙一覧参照）に委託してください。保守点検回数は浄化槽の種類や容量によって異なります。

Q4. 法定検査とは何ですか。どこに頼めばよいのですか？

A 4. 法定検査とは、都知事が指定した検査機関が行う検査で、浄化槽の維持管理が適正に実施され、浄化槽の機能が発揮されているかを確認します。毎年1回、受検が義務付けられています。下記検査機関に依頼してください。（Q5も参照）

☞ご注意ください！！

毎年12月以降は検査の予約が大変混み合います。混み具合によっては年度内に検査ができないこともありますので、早めに依頼してください。

□ 公益財団法人 東京都環境公社 多摩分室 TEL 042-595-7982
FAX 042-595-7983

Q5. 法定検査は浄化槽を清掃してから受検した方がよいのですか？

A 5. いいえ。法定検査は浄化槽が正常に機能しているか、また日頃の維持管理が適正に行われているかどうかを検査します。普段の使用状況等を確認しますので、検査前にきれいにしてしまっただけでは、浄化槽の機能が発揮できているかどうかを確認することができません。清掃をする前、もしくは清掃後1ヶ月以上空けてから受検してください。

【申請について】

Q6. 補助金の申請はいつできますか？直接窓口に行かなければならないのですか？

A 6. 補助金の申請は年度内に1回です。清掃・保守点検・法定検査の必要回数を全て完了してから、2019年3月31日までの期間に申請してください。

（P.5【実施例】参照）

市役所市庁舎8階（801窓口）下水道整備課に直接お持ちいただくか、ご郵送ください。なお、市民センターでの取り扱いは行っていません。

Q7. 4回目の保守点検が3月になるのですが申請はそれが終了してからになりますか？

A 7. はい。清掃・保守点検・法定検査の必要回数を全て完了してから、2019年3月31日までに申請してください。期限までに書類の用意が難しい場合は、下水道整備課浄化槽係（042-724-4306）までご連絡ください。

Q8. 保守点検が、9月から翌年8月までの年4回（9月・12月・3月・6月）の契約（自動更新）で、契約金は一括で1回目の保守点検時に支払っています。領収書や保守点検記録票等はいつの分を提出すればよいのですか？

A 8. 補助金は当該年度の4月から3月までに実施したものが対象になりますので、この期間に実施したもの全てについて提出してください。

質問のケースでの提出書類は以下のとおりです。

- 町田市補助金等交付申請書（第1号様式）原本
- 2018年9月に支払った保守点検年間契約の領収書のコピー
- 2018年6月・9月・12月・2019年3月実施分の保守点検記録票のコピー

提出の締切は**2019年3月31日**です。

Q9. 借家に住んでいますが、補助金の申請はできますか？

A 9. 借家に住んでいる方が、清掃・保守点検・法定検査を実施し、費用を負担している場合は申請ができます。あらかじめ、「浄化槽管理者変更報告書」により、市に使用者登録が必要です。浄化槽管理者変更報告書は、ホームページからダウンロードすることもできます。浄化槽管理者変更報告書の提出は郵送でも可能です。

町田市ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>

トップページ>暮らし>水道・下水道>浄化槽・し尿くみ取り>浄化槽の使用に関する手続き

Q10. 年度の途中で公共下水道に接続しました。保守点検を2回と清掃を1回実施しましたが、補助金は申請できますか？

A 10. 年度の途中で公共下水道に接続する場合の補助金の申請については、下水道整備課浄化槽係（042-724-4306）にお問い合わせください。また、接続後30日以内に浄化槽廃止届出書の提出をお願いします。浄化槽廃止届出書は、ホームページからダウンロードすることもできます。浄化槽廃止届出書の提出は郵送でも可能です。

町田市ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>

トップページ>暮らし>水道・下水道>浄化槽・し尿くみ取り>浄化槽の使用に関する手続き

【支払いについて】

Q 11. 2016年度まで清掃費用については、市から送られてきたハガキ（清掃補助券）で、補助金額を差引いた額を業者に支払っていましたが、今後はどのように支払えばよいのですか？

A 11. 清掃実施後、いったん全額を業者に支払うこととなります。清掃のほか保守点検・法定検査を必要回数実施後に、補助金申請をしていただくことにより、後日、債権者（振込口座）登録依頼書に記載いただいた口座に補助金額を振り込みます。

Q 12. 法定検査はどのように支払えばよいのですか？

A 12. 最寄りのゆうちょ銀行・郵便局から振込用紙でお支払いください。お振り込みが難しい場合、検査時に現金でお支払いいただくことも可能ですので、詳細は東京都環境公社（042-595-7982）にお問い合わせください。（Q4参照）

【領収書について】

Q 13. 保守点検の領収書をなくしてしまいました。どうすればよいですか？

A 13. 下水道整備課浄化槽係（042-724-4306）にご相談ください。

Q 14. 口座振替になっていて保守点検の領収書がありません。どうすればよいですか？

A 14. 業者に領収書の発行を確認してください。できなければ、支払ったことが記載されている通帳のコピー（口座名義人のお名前が記載されている面と振替金額が記載されている面）を添付してください。

Q 15. 業者に振込をしているため保守点検の領収書がありません。どうすればよいですか？

A 15. 業者に領収書の発行ができるかを確認してください。できなければ、振込をした際の控えのコピーや通帳のコピー（口座名義人のお名前が記載されている面と振込金額が記載されている面）を添付してください。

【補助金の振込について】

Q16. 補助金の申請者と口座名義人が異なる場合でも、申請はできますか？

A 16. いいえ。振込先は申請者名義の口座となります。補助金を申請できる方は、清掃・保守点検・法定検査を実施している浄化槽の管理者（使用者）です。

Q17. 浄化槽管理者が共有名義になっています。債権者（振込口座）登録依頼書にそれぞれ記入すれば、別々の口座に振り込むことはできますか？

A 17. 補助金はどちらか一人の方の口座に振り込みます。債権者（振込口座）登録依頼書に記入されている方に振り込みますので、町田市補助金等交付申請書（第1号様式）の申請者欄に記載した方と同じ氏名を債権者（振込口座）登録依頼書にご記入ください。

Q18. 振込口座を変更したいのですが？

A 18. 債権者（振込口座）登録依頼書で既に登録している口座を変更する場合、債権者情報（振込口座）変更登録依頼書を提出いただく必要があります。下水道整備課浄化槽係（042-724-4306）へご連絡ください。また、現在どの口座を登録しているかわからない場合もお問い合わせください。

Q19. ゆうちょ銀行ですが、口座番号が8桁あります。債権者（振込口座）登録依頼書は7桁までしか記入できません。どうすればよいですか？

A 19. ゆうちょ銀行の場合、店名または店番（3桁）・口座番号（7桁）が必要です。通帳の表紙裏に記載がある場合はそちらをご記入ください。記号（5桁）・番号（8桁）しかわからない場合は本店・支店欄に記号（5桁）を、口座番号欄は8桁目を欄外にご記入ください。通帳のコピーを添付いただいても結構です。

(例)店名または店番(3桁)と口座番号(7桁)の場合

ゆうちょ	銀行 信用金庫 信用組合 農協	123	本店
			支店
普通・当座・貯蓄・()	口座番号	9 9 9 9 9 9 9	

店名または店番を上段に、口座番号の7桁を下段に記入。

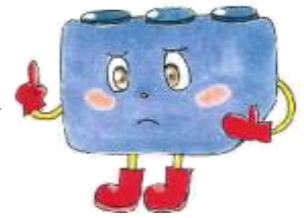
(例)記号(5桁)と番号(8桁)の場合

ゆうちょ	銀行 信用金庫 信用組合 農協	12345	本店
			支店
普通・当座・貯蓄・()	口座番号	1 1 1 1 1 1 1 1	

記号（5桁）を上段に、番号（8桁）を下段に記入。8桁目は欄外に記入。

提出の前にもう一度チェック☑

しっかり確認しましょう！
書類の不備があると、補助金が出なかったり、
時間がかかる場合があります



全員ご確認ください

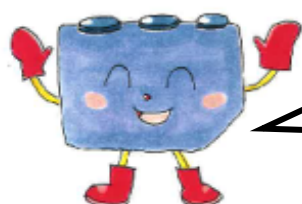
チェックする書類	☑	チェック内容
申請書 (2018年度町田市補助金等交付申請書)	<input type="checkbox"/>	申請書（2018年度町田市補助金等交付申請書）はありますか？
	<input type="checkbox"/>	申請書は原本ですか？（コピーでは受付ができません）
	<input type="checkbox"/>	申請日（申請書の右上の日付）は、「保守点検、清掃、法定検査がすべて完了した日」～2019年3月31日の間になっていますか？
	<input type="checkbox"/>	「申請者」のところには、浄化槽管理者の方の名前が記入されていますか？
	<input type="checkbox"/>	申請書に記入漏れはないですか？（P.6の記入例をご確認ください）
	<input type="checkbox"/>	法定検査の「実施月」は、2018年4月～2019年3月の間になっていますか？
	<input type="checkbox"/>	清掃の「実施月」は2018年4月～2019年3月の間になっていますか？
保守点検の 領収書	<input type="checkbox"/>	申請書を訂正した場合、訂正箇所印鑑（シャチハタ不可）が押されていますか？ ※修正液・修正テープはご使用いただけません。
	<input type="checkbox"/>	保守点検の領収書のコピーはありますか？
	<input type="checkbox"/>	保守点検の領収書の日付（領収日）は、2018年4月1日～2019年3月31日の間になっていますか？
保守点検記録票	<input type="checkbox"/>	【保守点検費を点検の都度お支払いの方のみ】 保守点検の領収書は、点検回数分そろっていますか？
	<input type="checkbox"/>	保守点検記録票のコピーは、回数分そろっていますか？
	<input type="checkbox"/>	保守点検は、回数分すべて2018年4月1日～2019年3月31日の間に実施されていますか？

2018年度（2018年4月～2019年3月）の間に
新規で保守点検の契約を始めた方

チェックする書類	<input checked="" type="checkbox"/>	チェック内容
保守点検契約書 【2018年度中に新規で契約を始めた方のみ】	<input type="checkbox"/>	【2018年4月～2019年3月の間に新規で保守点検を契約した方のみ】 ※継続は除く 保守点検の契約書のコピーはありますか？
	<input type="checkbox"/>	保守点検の契約書のコピーは「浄化槽の種類」「設置場所」「契約期間」「点検回数」「金額」「契約者の氏名」「保守点検業者住所」「保守点検業者名」が記載されていますか？

初めて申請する方

チェックする書類	<input checked="" type="checkbox"/>	チェック内容
債権者（振込口座）登録依頼書 【昨年度提出していない方のみ】	<input type="checkbox"/>	【昨年度提出していない方のみ】 債権者（振込口座）登録依頼書はありますか？
	<input type="checkbox"/>	債権者（振込口座）登録依頼書は原本ですか？（コピーでは受付ができません）
	<input type="checkbox"/>	申請者（浄化槽管理者）の氏名と、債権者（振込口座）登録依頼書に記入した氏名は同じですか？（P.7の記入例をご確認ください）
	<input type="checkbox"/>	債権者（振込口座）登録依頼書に印鑑（シャチハタ不可）が押されていますか？
	<input type="checkbox"/>	債権者（振込口座）登録依頼書を訂正した場合、訂正箇所に印鑑（シャチハタ不可）が押されていますか？ ※修正液・修正テープはご使用いただけません。
	<input type="checkbox"/>	振込先の記入に漏れや誤記載はありませんか？（もう一度通帳を確認！）



分からないことは、

下水道整備課 浄化槽係

（TEL：042-724-4306 FAX：050-3161-6537）

に確認してね！！

申請の締切は2019年3月31日です！

**申請する前には、14ページ・15ページのチェックリストで
不備がないか確認しましょう**

きれいな水で



2018年4月

2,000部作成し、1部あたりの単価は139円です（職員人件費を含みます）。

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。